

新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成事業実施要綱

(目的)

第1条 新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成事業（以下「助成事業」という。）は在宅の介護・支援を要する高齢者がいる世帯に対し、その住宅を高齢者の居住に適するよう改造するために必要な費用の一部又は全部を助成することにより、自立を助長するとともに、介護者の負担の軽減を図り、より快適で安全な生活に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 助成事業の実施主体は新潟市とし、事務の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護・支援を要する高齢者 おおむね65歳以上の者で介護保険法による要介護若しくは要支援認定を受けた者。
- (2) 収入要件が助成の対象となる世帯 世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯。

(助成対象とする世帯)

第4条 助成を受けることのできる者は、新潟市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯の住宅の改造等を行うものとする。

- (1) 介護・支援を要する高齢者がいる世帯で収入要件が助成の対象となる世帯。
- (2) 前号の規定に準ずる世帯で、市長が特に認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、助成しない。

ただし、第7条のただし書きの規定に該当する場合は助成することができる。

- (1) 過去に、高齢者及び障がい者向け住宅リフォーム助成を受けた世帯。
- (2) 過去に、障がい者向け住宅リフォーム助成を受けた世帯。

(3) 過去に、高齢者向け住宅リフォーム助成を受けた世帯。

(助成の対象とする改造)

第5条 助成の対象とする住宅の改造は、次に掲げるすべての要件を満たしている改造とする。

(1) 高齢者本人もしくはその家族の所有する住宅でかつ、高齢者本人が現に居住する住宅又は工事完了後すみやかに居住する見込みの住宅の改造。ただし、上記の規定により改造しようとした住宅が、借家の場合には家主等の承諾を、公営住宅の場合には、その管理者の承諾を得た改造。

(2) 玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所、玄関先等高齢者が利用する部分の改造。ただし、借家で共用となる部分は除く。

(助成額)

第6条 助成額は、前条の規定に該当した工事の改造に要した費用（以下「対象経費」とする。）に別表に定める世帯区分の助成率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）と別表に定める助成限度額とを比較して低い方の額とする。ただし、介護保険の給付を受ける場合は、その支給額及び給付に係る自己負担額を対象経費から控除し助成率を乗じるものとする。

2 前項による助成額の算定において、別表に定める世帯区分のうち所得税非課税世帯とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条第1項に規定する扶養控除の算定について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の例により算定した所得税が非課税の世帯をいう。

(新たな改造工事に対する助成)

第7条 助成は、1世帯につき1回とする。ただし、高齢者の心身状態の著しい変化により新たに改造が必要と認められる場合は、助成対象とすることができる。なお、この取り扱い は1回に限られる。

(助成の申請)

第8条 高齢者、それらの者と同一世帯に属する家族で助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者向け住宅リフォーム助成申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については借家の場合のみとし、第5号に掲げる書類については、公営住宅の場合のみとする。

- (1) 住宅リフォーム工事見積書（別記様式第2号）
- (2) 工事図面
- (3) 工事箇所の施工前写真
- (4) 住宅リフォーム工事承諾書（別記様式第3号）
- (5) 公営住宅の管理者が公営住宅の改造を承諾した旨の通知書の写し
- (6) 前4号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類

（助成の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、助成の適否を決定して高齢者向け住宅リフォーム助成決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

（申請の変更）

第10条 第8条の申請をした者が、申請の内容を変更しようとするときは、あらためて高齢者向けリフォーム助成申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 第9条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

（身体状況等の調査）

第11条 市長は、第9条に規定する審査のため必要と認める場合、高齢者の身体状況、家屋状況等必要な事項を調査することができるものとする。

（工事の中止等）

第12条 申請者の都合により、助成の対象とした住宅改造等を中止したときは、すみやかに高齢者向け住宅リフォーム助成申請取下げ書（別記様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

(完了届及び助成金の請求)

第 13 条 申請者は、住宅改造等が完了したときは、すみやかに工事箇所の施工後写真を添付した高齢者向け住宅リフォーム完了届（別記様式第 6 号）により市長へ報告するとともに、高齢者向け住宅リフォーム助成金請求書（別記様式第 7 号）により助成金を請求するものとする。

2 助成金の受領について事業者に委任する場合は委任状（別紙様式第 8 号）を市長へ提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、すみやかに検査を行うものとする。ただし、前条第 1 項の規定による完了届により工事内容が明らかに確認できる場合は書類による検査を行うことができる。

(助成金の支給)

第 15 条 市長は、前条の検査により、助成の対象とした改造内容を確認後、助成金を支給する。

(決定の取消し及び助成金の返還)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消し、又は既に支給した助成金を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の請求若しくは受領に関し不正の行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(高齢者が死亡した場合の助成金の交付)

第 17 条 高齢者が改造等工事完了前に死亡した場合は、第 6 条に規定する額の範囲内で市長が必要と認める額を支給することができるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この助成事業の実施について必要な事項は別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この施行日前に新潟市高齢者及び障がい者向け住宅リフォーム助成事業実施要綱（平成16年7月1日施行）の助成申請書を提出している者については、なお、新潟市高齢者及び障がい者向け住宅リフォーム助成事業実施要綱による。

(生活保護法による生活扶助を受けている世帯に関する特例)

- 3 平成25年7月31日に生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている世帯である場合で「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を次のように改正し、平成25年8月1日から適用する。」（平成25年5月16日 厚生労働省告示第174号）により生活扶助を受ける世帯でなくなった世帯については、平成26年3月31日までの間は、生活扶助を受けている世帯とみなして別表（第6条関係）を適用する。

(生活保護受給世帯に関する特例)

- 4 平成26年3月31日において現に生活保護法による保護を受けている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表（第6条関係）の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。
- 5 平成27年3月31日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表（第6

条関係)の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

6 平成30年9月30日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表(第6条関係)の規定の適用については、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

7 令和元年9月30日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表(第6条関係)の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

8 令和2年9月30日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表(第6条関係)の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の編入の日前に、これらの市町村のいずれかに、この要綱による助成に相当する助成事業に係る申請書を提出している者に対する助成については、なお従

前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行し、改正後の第 6 条の規定は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日以降の申請について適用する。ただし、この要綱の施行前の申請にかかる取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

世帯区分	助成率	助成限度額
生活保護世帯	100%	30万円
所得税非課税世帯	75%	22.5万円
所得税課税世帯	50%	15万円

(宛先)
新潟市長

高齢者向け住宅リフォーム助成申請書

申 請 者	住 所	新潟市		
	ふりがな 氏 名		対 象 者 との続柄	
	電 話	—		

なお、私の世帯の住民登録資料及び税務資料、生活保護の受給状況について確認されることを承諾します。

記

対象者	ふりがな 氏 名		生年 月 日	年	月	日	年 齢	歳
	身 体 の 状 況	要介護度等 ☐ 要介護（ ） ☐ 要支援						
	個人番号							
改造の必要な理由及び住宅改造の内容								
住 宅 状 況		所有者 ☐ 本人 ☐ 家族（続柄 氏名 ） ☐ 借家 ☐ 公営住宅						
家族状況	対象者との続柄	氏 名	生 年 月 日			※市確認欄		
	本 人							

(注1) ※欄は記入しないでください。

[過去の住宅リフォーム助成の状況]

無・有 (年 月)

[リフォーム工事予定業者]

氏名または 名 称	
住所または 所 在 地	
連 絡 先	担当 Tel () ー 内線

[資金計画]

計 画	※
自己資金	
本助成金	
住宅改修費の併用	
その他（ ）	

(注2) ※欄は該当するものすべてに
○印を記入してください。

(別記様式第2号)

高齢者向け住宅リフォーム工事見積書

年 月 日

見 積 者	住所（所在地）						
	氏 名 （名称および代表者）	印					
	電 話 番 号	（ ） — 内線					
		担当者名					

下記のとおり見積ります。

申請者	住 所	新潟市
	氏 名	

見 積 額								円
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 上記は、諸経費、消費税を含んだ額。

添付書類

- 1 明細書
- 2 住宅改造等の内容（改造箇所の施工前写真を含む）

1. 明細書（別記様式第2号の添付書類）

[illegible]

2. 住宅リフォームの内容（別記様式第2号の添付書類（施行前写真添付））

(リフォーム箇所は朱書)

(別記様式第3号)

住宅リフォーム工事承諾書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

賃貸人(甲) 住所 _____
電話 () _____
氏名 _____ 印

賃借人(乙) 住所 _____
電話 () _____
氏名 _____

甲は乙が現在居住している又は工事完了後すみやかに居住する見込みの下記物件について、新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成実施要綱の規定に基づく次の住宅改造につき承諾します。

また、下記工事実施中及び実施後に甲乙の間に問題(原状復帰等)が生じたときは甲乙共に誠意を持って解決するものとし、新潟市に一切の責任を問いません。

対 象 物 件 住 所	新潟市
工 事 の 内 容	①工事箇所 ☐ 玄関 ☐ 廊下 ☐ 階段 ☐ 居室 ☐ 台所 ☐ 浴室 ☐ 便所 ☐ 洗面所 ☐ その他 () ②改造の内容

(別記様式第 4 号)

第 号
年 月 日

高 齢 者 向 け 住 宅 リ フ ォ ー ム 助 成
(決 定 ・ 却 下) 通 知 書

様

新潟市長
(担当 課)

先に申請のありました高齢者向け住宅リフォーム助成につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 次のとおり助成します。

助 成 予 定 額							円
-----------	--	--	--	--	--	--	---

助成予定額の算定	
助成の対象とした リフォーム内容	

(注) 助成額は、工事完了後工事費用が確定した後に再度計算を行いますので、助成予定額と異なる場合があります。

住宅リフォームが終了したときは、速やかに「高齢者向け住宅リフォーム完了届」(別記様式第 6 号)により届け出をしてください。

2. 審査の結果、該当しないことに決定しました。

理 由	
--------	--

(別記様式第 5 号)

高齢者向け住宅リフォーム助成
助成申請取下げ書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
氏名
対象者 氏名

年 月 日付 第 号により助成決定を受けましたが、下記理由により工事を中止しましたの、 年 月 日に提出した申請書を取下げます。

記

取 下 げ 理 由	
-----------------------	--

(別記様式第 6 号)

高齢者向け住宅リフォーム完了届

年 月 日

(宛 先)
新 潟 市 長

申請者	住 所	新潟市
	氏 名	

年 月 日付 第 号にて決定通知のありました、「高齢者向け住宅リフォーム助成」の対象工事が完了しましたので工事箇所の施工後写真を添付して報告します。

(別記様式第7号)

高齢者向け住宅リフォーム助成金請求書

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

年度 高齢者向け住宅リフォームに要する費用として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(宛 先)
新 潟 市 長

請求者 (住 所)

(ふりがな)
(氏 名)

取扱金融機関

銀行

本店
支店

口座番号 当座・普通 NO.

(別記様式第8号)

委任状

(宛先)

新 潟 市 長

高齢者向け住宅リフォーム助成金受領について、その権限を下記の事業者に委任します。

工事見積額	円
助成決定額	円

年 月 日

委任者（請求者）

住所 _____

氏名 _____ (印)

受任者（リフォームを行った事業者）

債権者コード

住所

名称	電話番号	—	—
----	------	---	---

代表者名 印

支 抔 希 望 （口 座 振 替） 先

振込指定金融機関	銀行・信組 金庫・農協							支店 出張所
種 別	普通 ・ 当座							
口座番号								
(フリガナ) 口座名義人								